

職業実践力育成プログラム(BP)への申請について

令和5年10月5日

①学校名:	神奈川県立保健福祉大学 大学院(公立)		②所在地:	神奈川県横須賀市平成町1-10-1			
③課程名:	保健福祉学研究科博士前期課程看護領域がん看護CNSコース		④正規課程/ 履修証明プログラム:	正規課程		⑤開設年月日:	平成28年4月1日
⑥責任者:	大学院保健福祉学研究科長 鈴木志保子		⑦定員:	保健医療福祉学研究科25名 (令和4年度がん看護CNSコース修了者0名、令和5年度在籍者1名)		⑧期間:	2年間
⑨申請する課程の目的・概要:	<p>目的:がん患者とその家族の解決困難な問題に対して、科学的根拠に基づく知識・技術を用い、高度な臨床判断のもとに緩和ケアを創造的に多職種と連携して提供できるがん高度実践看護師を育成する。</p> <p>概要:本学では、共通科目において、異なる専門領域の相互理解を深める総合的な教育を行い、実践を学問的に検証し、社会に発信する力を身につける。さらに、本コースでは、看護学の理論的基盤と看護の質向上の方略を学習し、高度実践看護師の基礎となる知識と、すべての病期にあるがん患者・家族に必要なケアを包括的に行う実践能力を修得する。そのため、がん看護学特論で、実践の理論・概念的基盤と最新のがん医療の知見を学び、科学的根拠に基づいて実践するための系統的アセスメントと症状マネジメントをがん看護学演習で学ぶ。また、これらの学修内容の臨床応用のために、がん専門病院や訪問看護ステーションで、がん看護学実習を行う。</p>						
⑩10テーマへの該当	医療・介護	⑪履修資格:	<p>学校教育法第102条第1項、第2項及び学校教育法施行規則第155条第1項第2号、3号、第4号、第4号の2、第5号、第8号、昭和28年文部省告示第1号～第12号、並びに昭和30年文部省告示第39号第1号、第2号の何れかに該当する者で、本学が実施する入学試験に合格した者。社会人を対象としている社会人特別選抜出願資格では、社会人の学び直しの機会を積極的に提供するため、上記に加え、看護師として3年以上の実務経験を有することとし、面接試験を重視するなど必要な配慮をしている。</p>				
⑫対象とする職業の種類:	看護師						
⑬身に付けることのできる能力:	<p>(身に付けられる知識、技術、技能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん医療・緩和医療における最新の医学的知識と患者の身体管理に関する知識・技術 ・高度ながん看護実践の基盤となる理論や概念に関する知識 ・医療・看護の科学的根拠を探究・生成する知識・技術 ・チーム医療を推進するための理論、方法論に関する知識とコミュニケーション技術 			<p>(得られる能力)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての病期にある複雑な問題を有するがん患者・家族に対して高度な看護実践を行う能力 ・がん医療に携わる医療従事者、ケア提供者に対する教育能力 ・がん医療において、必要なケアを円滑に提供するための問題解決能力とマネジメント能力 ・専門知識・技術の向上や開発を図るための論理的思考力と研究能力。 			
⑭教育課程:	<p>高度実践看護師の基礎となる知識を看護理論、看護倫理、フィジカルアセスメント、病態生理学、臨床薬理学により修得する。看護教育特論や看護管理学特論の履修により、看護における教育能力とマネジメント能力を修得させる。</p> <p>がん看護については、がん看護学特論Ⅰ・Ⅲ・Ⅳにより、高度ながん看護実践の基盤となる理論や概念に関する基礎的な知識を修得させ、がん看護学特論Ⅱならびにがん看護学演習Ⅰ・Ⅱにより、がん医療・緩和医療における医学的知識、症状マネジメントの知識と技術修得させる。この過程において、学生によるプレゼンテーションとグループディスカッションにより、論理的思考力と問題解決能力を修得させる。特に、ヒューマンサービステ論・演習、研究法Ⅰ・Ⅱ、コンサルテーション論等の栄養学、社会福祉学、リハビリテーション学領域との合同科目において、チーム医療を推進するための姿勢や視点、コミュニケーション技術を修得させる。</p> <p>さらに、がん看護学実習Ⅰ～Ⅲ(10単位450時間)において、修得した知識・技術を臨床に適用し、がん医療において複雑な問題を抱える患者・家族に対して、医療チームと協働して援助にあたることにより、高度な看護実践能力と問題解決能力を修得させる。また、課題研究に取り組む過程において、論理的思考と研究能力を修得させる。</p>						
⑮修了要件(修了授業時数等):	2年以上在学し、本コースが定める科目から47単位以上を取得すること。このうち看護課題研究については、必要な研究指導を受け、課題研究論文審査及び最終試験に合格すること。						
⑯修了時に付与される学位・資格等:	学位:修士(看護学) 資格:がん看護専門看護師認定申請資格						
⑰総授業時数:	97	単位	⑱要件該当授業時数:	85	単位	⑲要件該当授業時数 ／総授業時数:	88 %
⑳成績評価の方法:	<p>成績評価は、プレゼンテーションやディスカッション、レポートなど、科目ごとに設定された方法により行う。技術習得の評価を要する科目は、実技試験、臨地実習評価(実習内容、実習記録、カンファレンス資料、レポート)により、評価する。授業科目においては、2/3、実習においては4/5の出席をもって、評価の対象とする。</p>						
㉑自己点検・評価の方法:	<p>学校教育法第109条第1項に定める評価を実施する。自己評価専門部会ならびに内部質保証審査会において、本プログラムの成果の検証や評価を行う。また、検証・評価結果についてはホームページにおいて公表する。</p>						
㉒修了者の状況に係る効果検証の方法:	<p>日本看護協会が実施する専門看護師資格認定審査の合格状況により効果を検証する。また、修了生と就業先の看護管理者から、修了生の実践活動の情報を得ることにより、効果を検証する。</p>						

<p>②③企業等の意見を取り入れる仕組み:</p>	<p>(教育課程の編成) 学内に設置するカリキュラムワーキンググループ、看護領域研究科委員会、研究科運営会議で教育課程の内容について検討する。その検討結果について企業等の意見を取り入れるため、民間企業の経営者や保健医療福祉機関等の理事長等が構成員として加わっている役員会、経営審議会、教育研究審議会(以下「役員会等」という。)で審議し必要な修正を行い教育課程を編成している。</p> <p>(自己点検・評価) 学内に設置する自己評価専門部会並びに内部質保証推進部会において、自己点検・評価を行った後、役員会等で審議し、翌年度以降の教育課程等の改善に繋げていく。 また、自己点検・評価を行う際には、学部の学生が実習を行っている病院、訪問介護ステーション等の所属長や現任教育担当者等が出席する実習施設連絡協議会では、現場の視点からこれからの看護職に求められる資質・能力等についてヒアリングを行い博士前期課程の自己評価・点検に資するとともに翌年度以降の教育課程の改善に繋げている。</p>
<p>②④社会人が受講しやすい工夫:</p>	<p>講義・演習は、平日の夜間(18時以降)、土曜、オンラインで実施する。実習は、期間を凝縮して、短期集中で行う。長期履修制度(3年間、4年間)を導入している。</p>
<p>②⑤ホームページ:</p>	<p>https://www.kuhs.ac.jp/department/graduate_school/</p>